

# 医療機関等物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、電気代・ガス代の負担が増大している医療機関等に対し、支援金を給付します。

## 支給対象者及び支給額

支給対象者		支給額
区分	要件	
①病院及び有床診療所	保険医療機関であること	稼働病床 1 床あたり 30,000円 ただし、稼働病床が 3 床以下の場合は 1 施設当たり 100,000円 ※稼働病床 ＝許可病床－休床病床（厚生局に病床数の減少を届出ている病床数）
②無床診療所 (医科・歯科)	保険医療機関であること	1 施設当たり 100,000円
③助産所	令和 4 年度に分娩若しくは妊婦検診等の実績があること	1 施設当たり 50,000円
④薬局	保険薬局であること	1 施設当たり 50,000円
⑤施術所	保険適用の施術を行う施設であること	1 施設当たり 20,000円

※なお、申請時点で休止中や令和 4 年度中に休止又は廃止の予定がある医療機関等及び公立医療機関の一部は対象外となります。詳細は茨城県保健医療部保健政策課ホームページから、「医療機関等物価高騰対策支援金申請要領」をご確認ください。

## 申請期間

令和5年2月8日（水）～令和5年2月28日（火）

## お問い合わせ先

茨城県医療機関等物価高騰対策支援金 相談窓口

電話 **029-301-2995**

※令和5年2月6日～令和5年3月31日：平日9:00～18:00

## 申請方法

「書面申請」も可能ですが、**出来るだけ「電子申請」による申請にご協力ください。**

### (1) 電子申請

- ・以下の県のホームページから「**いばらき電子申請・届出サービス**」**ページにアクセス**してください。  
➡[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)
- ・「いばらき電子申請・届出サービス」は、利用者登録をせずに利用可能です。
- ・手続き一覧から「医療機関等物価高騰対策支援金」を選択し、申請してください。
- ・振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）等の添付が必要となりますので、あらかじめ写真やスキャンしたデータをご用意ください。



### (2) 書面申請

- ・申請に必要な書類は、申請書兼誓約書及び振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）等となります。
- ・申請書兼誓約書は**茨城県保健医療部保健政策課ホームページにおいて、ダウンロード**できます。  
➡<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/toukei/documents/documents/shienkin.html>
- ・郵送する際は、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、送付してください。



（令和5年2月28日消印有効）

【郵送先】〒310-8555

水戸市笠原町978番6

茨城県医療機関等物価高騰対策支援金 審査デスク 宛

## 注意事項

**申請前に、茨城県保健医療部保健政策課ホームページにて事業の詳細を必ずご確認ください！**

- ・申請の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付け出来ない場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。併せて加算金（年利10.95%）及び延滞金の納付を要します。



茨城県